

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 綿貫 泰之 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について (通知)

令和 4 年 12 月 16 日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 1 項の方法による説明会を開催する必要がないと認められますが、交通混雑が生じやすい都心部の駐車場の変更が含まれております。

つきましては、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うことに加え、うろつき交通や過度の駐車場待ち車列が生じないように、周辺駐車場への誘導などについて、利用者にとって分かりやすい周知・案内となるようにしてください。

なお、掲示は、縦覧期間満了日 (令和 5 年 4 月 24 日) まで行ってください。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 札幌ターミナルビル、札幌ステーション開発ビル、札幌駅南口開発ビル、大丸札幌店
所在地 札幌市中央区北 5 条西 2・3・4 丁目、札幌市北区北 6 条西 2・3・4 丁目

2 変更届出日及び根拠条文

変更届出日 令和 4 年 12 月 16 日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯、駐車場の出入口の位置及び数

4 変更する年月日

令和 5 年 9 月 1 日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 林

札幌駅総合開発株式会社
代表取締役社長 平川 敏彦 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について（通知）

令和 4 年 12 月 16 日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 1 項の方法による説明会を開催する必要がないと認められますが、交通混雑が生じやすい都心部の駐車場の変更が含まれております。

つきましては、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うことに加え、うろつき交通や過度の駐車場待ち車列が生じないように、周辺駐車場への誘導などについて、利用者にとって分かりやすい周知・案内となるようにしてください。

なお、掲示は、縦覧期間満了日（令和 5 年 4 月 24 日）まで行ってください。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 札幌ターミナルビル、札幌ステーション開発ビル、札幌駅南口開発ビル、大丸札幌店
所在地 札幌市中央区北 5 条西 2・3・4 丁目、札幌市北区北 6 条西 2・3・4 丁目

2 変更届出日及び根拠条文

変更届出日 令和 4 年 12 月 16 日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯、駐車場の出入口の位置及び数

4 変更する年月日

令和 5 年 9 月 1 日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 林

株式会社大丸松坂屋百貨店
代表取締役社長 澤田 太郎 様

札幌市長 秋元 克広



掲示による説明会の認定について (通知)

令和 4 年 12 月 16 日付けで「掲示による説明会」の認定の申出があった下記の変更は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 1 項の方法による説明会を開催する必要がないと認められますが、交通混雑が生じやすい都心部の駐車場の変更が含まれております。

つきましては、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定による説明会は、敷地内の見やすい場所に届出事項及び添付書類の要旨を掲示することにより行うことに加え、うるつき交通や過度の駐車場待ち車列が生じないように、周辺駐車場への誘導などについて、利用者にとって分かりやすい周知・案内となるようにしてください。

なお、掲示は、縦覧期間満了日 (令和 5 年 4 月 24 日) まで行ってください。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 札幌ターミナルビル、札幌ステーション開発ビル、札幌駅南口開発ビル、大丸札幌店
所在地 札幌市中央区北 5 条西 2・3・4 丁目、札幌市北区北 6 条西 2・3・4 丁目

2 変更届出日及び根拠条文

変更届出日 令和 4 年 12 月 16 日
根拠条文 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯、駐車場の出入口の位置及び数

4 変更する年月日

令和 5 年 9 月 1 日

担当 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課 林